事務連絡

令和５年５月１９日

各都道府県高等学校体育連盟　会　長　殿

　　　　同　　　上　　　　　理事長　殿

（公財）全国高体連各専門部　部　長　殿

　　　　同　　　上　　　　　委員長　殿

（公財）全国高等学校体育連盟

　 　専務理事　奈良　隆

体罰根絶に向けた取組のさらなる強化について（依頼）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

　さて、平成２４年１２月に高等学校部活動で発生した指導者の体罰を原因とした生命に関わる事案を契機に、全国高体連等スポーツ５団体は「スポーツにおける暴力行為根絶宣言」を採択しました。平成２６年５月には「体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）」を発出し、これまで「全国共通ルール」のもと、体罰根絶に向けた様々な取組を行ってきました。

　しかし、令和４年度の「全国共通ルール」の適用件数は３７件と一昨年の１７件を大きく上回る状況となっています。加えて、指導者による部員への暴行や不適切な指導が発覚し、逮捕事案等が多くのメディアで報道され、運動部活動における体罰の問題がより大きな社会問題となっています。教育活動の一環として行われる運動部活動は、本来、健全な発達を促し高校生にとって楽しいものでなければなりません。その教育的価値を損なう体罰等の行為は絶対あってはならないという認識を、本連盟に関わる全ての者が共有し、根絶に向けた取組のさらなる強化を最優先事項とすべきであると考えます。

本年４月２５日に全国高体連を含むスポーツ６団体が主催者となり、今後１０年の新たな取組として「No！スポハラ事業」が開始されました。

　つきましては、「No！スポハラ事業」」の特設Webサイトを確認するとともに本連盟ホームページに掲載している既出の通知や資料等に基づき、管下の加盟校の校長及び全ての指導者に対し、「全国共通ルール」及びＱ＆Ａを周知徹底していただくとともに、体罰根絶に向けた取組のさらなる強化をお願いいたします。

＜問合せ先＞

（公財） 全国高等学校体育連盟

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 事務局次長　　太田　勲

TEL：03-6268-0027

FAX：03-6268-0028